

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名
3. 市区町村名	加須市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年9月26日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	22	
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/EvaluationDownload?fileKey=2,22356731855300753,2,22,3	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第145号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第11の項 加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第145号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活	この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、規則に定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例 加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則